

監 査 報 告 書

平 成 14 年 11 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵 監 委 報 第 17 号

平成14年11月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

兵 庫 県 監 査 委 員

印

難 波 功 印

石 野 宏 造 印

橋 本 俊 作 印

小 西 庸 夫 印

監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成14年9月20日から11月1日までの間
に実施した本庁の監査の結果を別添のとおり提出します。

- 目 次 -

第1 監査報告の概要	-----	1
1 監査の実施方針	-----	3
2 監査の実施状況	-----	3
3 監査結果	-----	3
第2 本庁の監査結果	-----	7
企画管理部	-----	9
阪神・淡路大震災復興本部企画管理部	-----	9
県民生活部	-----	10
阪神・淡路大震災復興本部県民生活部	-----	10
産業労働部	-----	12
阪神・淡路大震災復興本部産業労働部	-----	12
農林水産部	-----	15
阪神・淡路大震災復興本部農林水産部	-----	15
県土整備部	-----	16
阪神・淡路大震災復興本部県土整備部	-----	16
阪神・淡路大震災復興本部総括部	-----	18
出納事務局	-----	18

議 会 事 務 局	-----	18
教育委員会事務局	-----	18
警 察 本 部	-----	19
監査委員事務局	-----	19
人事委員会事務局	-----	19
地方労働委員会事務局	-----	19

第 1 監査報告の概要

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目に留意し定期監査を実施した。

2 監査の実施状況

定期監査の対象とした本庁の部局、監査の実施期間は、次表のとおりである。

実施部局名	監査実施期間
企画管理部、阪神・淡路大震災復興本部企画管理部	平成14年10月30日、11月1日
県民生活部、阪神・淡路大震災復興本部県民生活部	平成14年10月21日、10月25日、10月29日
産業労働部、阪神・淡路大震災復興本部産業労働部	平成14年10月11日、10月15日
農林水産部、阪神・淡路大震災復興本部農林水産部	平成14年10月10日、10月11日
県土整備部、阪神・淡路大震災復興本部県土整備部	平成14年10月23日、10月24日
阪神・淡路大震災復興本部総括部	平成14年9月20日
出納事務局	平成14年10月29日
議会事務局	平成14年9月20日
教育委員会事務局	平成14年9月24日
警察本部	平成14年9月20日
監査委員事務局	平成14年10月29日
人事委員会事務局	平成14年9月20日
地方労働委員会事務局	平成14年9月20日

3 監査結果

(1) 指摘状況

本庁の部局ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

部局名	予算執行	収入	支出	財産	工事事務	契約事務	その他	合計
企画管理部、阪神・淡路大震災復興本部企画管理部		3	1			1		5
県民生活部、阪神・淡路大震災復興本部県民生活部	1	4	2	1	1	1	2	12
産業労働部、阪神・淡路大震災復興本部産業労働部		3	2			1		6
農林水産部、阪神・淡路大震災復興本部農林水産部		2	2	1		1		6
県土整備部、阪神・淡路大震災復興本部県土整備部		1	2	2	1			6
教育委員会事務局	1	2	1					4
人事委員会事務局			2					2
合計	2	15	12	4	2	4	2	41

(注) 1 収入、支出誤りとして指摘した金額(収入未済額を除く。)は、232,953千円である。

2 財産のうち、工事用取得用地の未登記筆数は、99筆である。

(2) 主な指摘事項

ア 債権管理について

看護師学生等修学資金貸付金については、看護師学生等修学資金貸与規則の規定により、看護師等養成施設卒業後の就業状況等に応じて、修学資金の返還、返還猶予若しくは返還免除の決定をすることとなっているが、医療機関等への就業状況通知書等を提出していない者があるため、平成12年度以前に貸付けを行ったもののうち、返還、返還猶予若しくは返還免除の決定を行わないまま債権管理しているものが、985件、691,910,000円あった。

イ 調定事務について

行政財産の使用許可に係る財産使用料については、使用許可後、速やかに調定すべきであるのに、平成13年4月1日及び4月26日付けで行った使用許可64件、15,475,872円については、調定が6か月以上遅れ、平成13年10月22日から14年1月31日までとなっていた。

ウ 督促事務について

財務規則第41条の規定により、歳入管理者は納付すべき歳入を納期限までに完納しない者があるときは、20日以内にその者に対し、10日以内の期限を指定して督促状により督促しなければならないのに、平成13年度児童扶養手当過年度過払金返納金で完納されなかった、40件、13,045,770円については、全く督促していなかった。

エ 経理事務について

県と阪神高速道路公団との派遣協議書に基づき、同公団からの派遣職員に係る健康保険等の事業主負担保険料を負担金として同公団へ支払っているのに、地方職員共済組合に対しても同職員に係る共済組合費（短期給付等）負担金を支払ったため、共済費が、1件、694,401円過大支出となっていた。

オ 契約事務について

財務規則第100条の規定により、契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、「生活保護電算新システムソフト作成業務委託」（契約金額21,533,400円）の契約に当たり、契約保証金等を徴していなかった。

(3) 監査結果の総括

今回の指摘は、41項目で、前年度（11月報告分）の指摘40項目と比較すると1項目増加（増加率2.5%）している。今回の41項目を見ると、収入、支出に関する指摘が約7割を占めている。

指摘の内容を見ると、依然として、経理事務等の初歩的、基本的な誤りが多いので、チェック機能の充実・強化に取り組むとともに、適正な事務処理に向けたマニュアルの作成を検討する等、なお一層適正な事務処理に努められたい。

このほか、特に留意・改善を求める事項は次のとおりである。

ア 平成13年度決算の収入未済額のうち、「第2 本庁の監査結果」に記載した収入未済の総額は、30,661,320,442円（法定徴収猶予分、阪神・淡路大震災に係る徴収猶予分及び災害に係る支払猶予分等を除く。）となっており、前年度の29,600,198,409円と比較すると、1,061,122,033円増加（増加率3.6%）している。

新たな収入未済の発生防止に努めるとともに、速やかな回収・整理を行う等、収入未済の解消に努められたい。

イ 国庫補助金等の収入事務において、国へ支払請求できる状態となっているにもかかわらず収入するまで相当な期間を要している補助金等が多くあり、中には、年度末に一括収入している補助金等も見受けられた。

国庫補助金等の適時の収入に努められたい。

ウ 県が実施している各種の融資制度において、過去3年間全く利用実績のないものや融資実行率が低いものが見受けられた。

融資制度の利用促進を図るため、利用者へのPR方法の検討を含め、利用者ニーズに対応した融資制度の見直し等、抜本的な取り組みに配慮されたい。

エ 各種委員会等において、平成13年度中に委員会等へ一度も出席していない委員や出席率の低い委員会等が見受けられた。

委員の選任等について検討されたい。

第 2 本庁の監査結果

企 画 管 理 部
阪神・淡路大震災復興本部企画管理部

1 県税の調定及び収入状況について（税務課）

平成13年度（決算時現在）における県税の調定及び収入状況は次表のとおりで、法定徴収猶予分及び阪神・淡路大震災に係る徴収猶予分等を除いた収入未済額は、22,940,145,393円で多額となっている。

収入の促進になお一層配意されたい。

税 目	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に対する 収入済額の割合	前年度 の 同割合	
	円	円	円	円	%	%	
県民税	個 人	116,927,509,130	107,584,115,443	591,876,000	8,751,517,687	92.0	92.1
	法 人	24,448,109,869	23,948,181,544	24,540,135	475,388,190	98.0	98.0
	利 子 割	56,707,387,409	56,707,387,409	0	0	100.0	100.0
	計	198,083,006,408	188,239,684,396	616,416,135	9,226,905,877	95.0	95.3
事業税	個 人	10,433,520,142	8,894,637,883	74,491,882	(181,100)	85.3	85.6
	法 人	124,707,895,916	122,521,961,586	119,600,072	(2,611,900)	98.2	98.2
	計	135,141,416,058	131,416,599,469	194,091,954	(2,793,000)	97.2	97.2
地方消費税	譲 渡 割	65,667,778,707	65,667,778,707	0	0	100.0	100.0
	貨 物 割	28,720,149,744	28,720,149,744	0	0	100.0	100.0
	計	94,387,928,451	94,387,928,451	0	0	100.0	100.0
不動産取得税	30,913,316,276	22,546,909,872	168,922,260	(3,377,481,031)	72.9	75.4	
県たばこ税	10,974,025,123	10,961,357,684	12,667,439	0	99.9	99.9	
ゴルフ場利用税	6,857,340,560	6,632,386,359	0	224,954,201	96.7	97.4	
自動車税	72,774,755,453	69,167,339,904	180,306,233	3,427,109,316	95.0	95.4	
鋳 区 税	4,806,500	4,684,700	0	121,800	97.5	98.5	
狩猟者登録税	55,498,300	55,498,300	0	0	100.0	100.0	
自動車取得税	17,517,499,700	17,517,499,700	0	0	100.0	100.0	
軽油引取税	46,148,799,461	43,072,277,334	0	(1,593,041,569)	93.3	94.0	
入 猟 税	38,425,200	38,425,200	0	0	100.0	100.0	
旧法による税	料理飲食等消費税	33,976,923	1,204,883	12,943,325	19,828,715	3.5	4.8
	特別地方消費税	289,038,585	31,463,881	47,764,526	209,810,178	10.9	60.1
合 計	613,219,832,998	584,073,260,133	1,233,111,872	(4,973,315,600)	95.2	95.5	

(注) 収入未済額欄に法定徴収猶予分及び阪神・淡路大震災に係る徴収猶予分等を()内書きした。

2 収税事務について（税務課）

平成13年度（決算時現在）における200万円以上の県税高額滞納者（法定徴収猶予分及び阪神・淡路大震災に係る徴収猶予分を除く。）は561人で、その総額は5,201,502,775円となっている。

収入の促進に引き続き配意されたい。

3 経理事務について（広報課、政策室課長(長期ビジョン担当)、税務課、職員課、管財課、消防課）

(1) 職員会館の賃貸借契約に伴う賃貸料（4件、1,571,845円）の調定が、平成13年10月2日と遅れたため、収入が13年10月9日から14年5月30日までとなっていた。

また、賃貸料を納期限までに完納しない者に対し、督促していないものが、1件、701,855円あった。

(2) 行政財産の使用許可に伴う財産使用料（64件、15,475,872円）の調定が、6か月以上遅れ、平成13年10月22日から14年1月31日までとなっていた。

(3) 時間外勤務手当等が、5件、21,680円過大支給、10件、113,065円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

4 契約事務について（広報課）

県政広報番組「フラッシュひょうご」の放送委託契約を締結しているが、放送実態と異なる業務仕様書により支出負担行為を行っていた。

適正な契約事務に努められたい。

県 民 生 活 部
阪神・淡路大震災復興本部県民生活部

1 工事関係事務について（自然環境保全課）

県立自然公園利用拠点施設整備事業のビジターセンター棟等機械工事において、6個設置すべき雨水枳が5個しか施工されていなかった。

措置されたい。

2 予算執行について（健康増進課、障害福祉課）

平成12年度予算で支出すべき需用費（法規追録代）等、2件、39,795円が、13年度予算で支出されていた。

適正な予算執行に努められたい。

3 収入の促進について（医療課、障害福祉課、児童課）

平成13年度における母子寡婦福祉資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は、342,498,231円と多額となっている。

収入の促進になお一層努められたい。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合	
		円	円	円	円	%	%	
一 般 会 計	知的障害者福祉措置費弁償金	現年度分	1,345,281,095	1,342,837,795	0	2,443,300	99.8	99.9
		滞納繰越分	1,677,900	805,600	79,000	793,300	48.0	68.6
		計	1,346,958,995	1,343,643,395	79,000	3,236,600	99.8	99.9
	児童福祉施設弁償金	現年度分	61,561,067	59,995,539	0	1,565,528	97.5	96.8
		滞納繰越分	32,584,632	2,392,473	6,174,623	24,017,536	7.3	13.0
		計	94,145,699	62,388,012	6,174,623	25,583,064	66.3	62.5
	障害児福祉施設弁償金	現年度分	288,188,838	279,747,243	0	8,441,595	97.1	97.5
		滞納繰越分	7,332,808	1,546,948	0	5,785,860	21.1	-
		計	295,521,646	281,294,191	0	14,227,455	95.2	97.5
	児童扶養手当 過年度過払金 返納金	現年度分	23,247,680	4,973,910	0	18,273,770	21.4	34.4
		滞納繰越分	12,347,540	951,330	0	11,396,210	7.7	-
		計	35,595,220	5,925,240	0	29,669,980	16.6	34.4
	看護婦学生等 修学資金 貸付金返還金	現年度分	130,947,013	125,391,381	0	5,555,632	95.8	97.1
		滞納繰越分	4,383,000	1,287,000	0	3,096,000	29.4	26.8
		計	135,330,013	126,678,381	0	8,651,632	93.6	94.8
	心身障害者 扶養共済 加入金	現年度分	200,493,210	198,624,020	0	1,869,190	99.1	99.0
		滞納繰越分	16,477,870	855,140	68,240	15,554,490	5.2	7.3
		計	216,971,080	199,479,160	68,240	17,423,680	91.9	93.0
雑入のうち 児童扶養手当 過年度過払金返納金	現年度分	0	0	0	0	-	-	
	滞納繰越分	60,029,170	2,748,480	9,216,160	48,064,530	4.6	5.0	
	計	60,029,170	2,748,480	9,216,160	48,064,530	4.6	5.0	
特別 母子寡婦 福祉資金 貸付金償還金	現年度分	311,842,421	281,499,007	0	30,343,414	90.3	90.7	
	滞納繰越分	186,679,397	21,381,521	0	165,297,876	11.5	11.3	
	計	498,521,818	302,880,528	0	195,641,290	60.8	62.1	
合 計	現年度分	2,361,561,324	2,293,068,895	0	68,492,429	-	-	
	滞納繰越分	321,512,317	31,968,492	15,538,023	274,005,802	-	-	
	計	2,683,073,641	2,325,037,387	15,538,023	342,498,231	-	-	

- 4 経理事務について（総務課、生活創造課、芸術文化課、医療課、健康増進課、薬務課、障害福祉課、児童課、環境政策課、自然環境保全課、水質課）
- (1) 雑入（平成12年度分兵庫県福祉センター共益費還付金）が、1件、399,323円過少徴収となっていた。
 - (2) 行政財産の使用許可に伴う財産使用料等（6件、654,325円）の調定が、10か月以上遅れ、平成14年2月15日から3月14日までとなっていた。
 - (3) 児童扶養手当過年度過払金返納金を納期限までに完納しない者に対し、督促していないものが、40件、13,045,770円あった。
 - (4) 期末手当等が、31件、706,636円過大支給、19件、205,290円過少支給となっていた。
 - (5) 報酬（委員報酬）等の支給において、3か月から5か月以上遅れているものが、8件、462,100円あった。
 - (6) 施設ごとに各月支弁した措置費を記載すべき児童入所施設措置費支弁台帳が、適正に作成、管理されていないことが、事務処理に当たり注意されたい。
- 5 契約事務について（援護室）
業務委託に係る契約で、契約保証金等を徴していないものが、1件あった。
適正に契約事務を執行されたい。
- 6 債権管理について（医療課）
看護師学生等修学資金貸付金は、看護師等養成施設卒業後の就業状況等に応じて、返還、返還猶予または返還免除を決定すべきであるのに、これらの決定がなされないまま債権管理しているものが、985件、691,910,000円あった。
適正な債権管理に努められたい。
- 7 物品の管理について（災害医療システム室）
財務規則に定める物品処分決定を行わずに無償貸付けしている医療機械が、3件あった。
物品の管理に当たり注意されたい。

産 業 労 働 部 阪神・淡路大震災復興本部産業労働部

- 1 収入の促進について（経営支援課、商工振興課、産地・皮革産業室、労政福祉課）
平成13年度における地域改善対策高度化資金貸付金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は、5,110,357,502円と多額となっている。
収入の促進になお一層努められたい。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 欠 損 額	納 額	収 入 未 済 額	調 定 額 に 対 する 収 入 済 額 の 割 合	前 年 度 の 同 割 合
		円	円	円	円	円	%	%
中 小 企 業 振 興 資 金	設備近代化 資金貸付金 償還金	現年度分	757,544,000	754,824,000	0	2,720,000	99.6	99.0
		滞納繰越分	33,286,459	1,548,459	0	31,738,000	4.7	4.3
		計	790,830,459	756,372,459	0	34,458,000	95.6	96.3
	共同施設 資金貸付金 償還金	現年度分	518,061,000	417,844,000	0	100,217,000	80.7	78.1
		滞納繰越分	133,753,000	0	0	133,753,000	0	0
		計	651,814,000	417,844,000	0	233,970,000	64.1	72.7
	小売商業店舗等 共同化資金 貸付金償還金	現年度分	168,302,000	165,180,000	0	3,122,000	98.1	100.0
		滞納繰越分	0	0	0	0	-	-
		計	168,302,000	165,180,000	0	3,122,000	98.1	100.0
	企業合同 資金貸付金 償還金	現年度分	0	0	0	0	-	-
		滞納繰越分	28,150,753	0	0	28,150,753	0	0.4
		計	28,150,753	0	0	28,150,753	0	0.4
	工場共同化 資金貸付金 償還金	現年度分	393,072,000	66,113,000	0	326,959,000	16.8	88.5
		滞納繰越分	1,008,061,000	18,118,000	0	989,943,000	1.8	1.5
		計	1,401,133,000	84,231,000	0	1,316,902,000	6.0	11.5
	産地知識集約化 資金貸付金 償還金	現年度分	183,620,000	2,700,000	0	180,920,000	1.5	100.0
		滞納繰越分	0	0	0	0	-	-
		計	183,620,000	2,700,000	0	180,920,000	1.5	100.0
	地域改善対策 高度化資金 貸付金償還金	現年度分	658,228,000	3,000,000	0	655,228,000	0.5	1.3
		滞納繰越分	2,385,769,779	5,000,000	823,389,662	1,557,380,117	0.2	0.3
		計	3,043,997,779	8,000,000	823,389,662	2,212,608,117	0.3	0.4
	地場産業等振興 近代化資金 貸付金償還金	現年度分	228,764,000	220,778,694	0	7,985,306	96.5	94.0
		滞納繰越分	18,536,515	3,390,177	0	15,146,338	18.3	13.0
		計	247,300,515	224,168,871	0	23,131,644	90.6	92.5
小売商業等商店街 近代化資金 貸付金償還金	現年度分	53,168,000	49,568,000	0	3,600,000	93.2	68.1	
	滞納繰越分	3,600,000	700,000	0	2,900,000	19.4	-	
	計	56,768,000	50,268,000	0	6,500,000	88.5	68.1	
設備近代化 資金違約 弁償金	現年度分	163,885	0	0	163,885	0	99.8	
	滞納繰越分	13,670,289	265,300	0	13,404,989	1.9	13.8	
	計	13,834,174	265,300	0	13,568,874	1.9	19.1	

高度化資金 違約弁償金	現年度分	1,472	1,472	0	0	100.0	100.0	
	滞納繰越分	581,630,332	12,000,000	9,765,007	559,865,325	2.1	2.0	
	計	581,631,804	12,001,472	9,765,007	559,865,325	2.1	2.1	
高度化資金 貸付金利息	現年度分	99,324,780	75,270,156	0	24,054,624	75.8	81.9	
	滞納繰越分	32,557,440	13,803,855	147,420	18,606,165	42.4	40.5	
	計	131,882,220	89,074,011	147,420	42,660,789	67.5	77.7	
中小企業育成資金	勤労者持家 促進強化資金 貸付金償還金	現年度分	350,000,000	350,000,000	0	0	100.0	100.0
		滞納繰越分	450,000,000	0	0	450,000,000	0	0
		計	800,000,000	350,000,000	0	450,000,000	43.8	59.1
	貸付金 利息	現年度分	203,893,113	203,893,113	0	0	100.0	100.0
		滞納繰越分	4,500,000	0	0	4,500,000	0	0
		計	208,393,113	203,893,113	0	4,500,000	97.8	98.3
合 計	現年度分	3,614,142,250	2,309,172,435	0	1,304,969,815	-	-	
	滞納繰越分	4,693,515,567	54,825,791	833,302,089	3,805,387,687	-	-	
	計	8,307,657,817	2,363,998,226	833,302,089	5,110,357,502	-	-	

2 経理事務について（総務課、経営支援課、労政福祉課、産業技術室、国際交流課、
国際経済課）

- (1) 行政財産の使用許可に伴う財産使用料（2件、4,309,861円）の調定が4か月以上遅れ、平成14年1月30日及び2月5日となっていた。
- (2) 財産使用料を平成13年6月21日の納期限までに完納しない者に対する督促が6か月以上遅れ、14年1月18日となっていたものが、1件、622,160円あった。
- (3) 報償費（謝金）の支給において、3か月以上遅れているものが、1件、60,000円あった。
- (4) 時間外勤務手当が、9件、112,232円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

3 契約事務について（雇用就業課）

キャリアカウンセラー派遣業務の委託契約に当たり、支出負担行為を行うための予算措置がなされないまま契約手続を行い、事業を執行していた。
適正に契約事務を執行されたい。

農 林 水 産 部

阪神・淡路大震災復興本部農林水産部

1 工事用取得土地の登記事務について（農地整備課）

平成14年3月末現在における工事用取得土地のうち、未登記筆数は、66筆（換地処分により登記される筆数及び登記留保承認筆数を除く。）である。

登記事務の促進になお一層配意されたい。

2 収入の促進について（農林経済課、林務課）

平成13年度における農業改良資金貸付金償還金等の償還状況は次表のとおりで、災害による支払猶予分を除いた収入未済額は、21,458,979円で多額となっている。

収入の促進になお一層配意されたい。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不納 欠損額	収入未済額	調定額に 対する 収入済額 の割合	前年度 の 同割合
		円	円	円	円	%	%
農業改良 資金貸付 金償還金	現年度分	578,796,000	565,267,000	0	(2,774,000) 13,529,000	97.7	98.5
	滞納繰越分	14,059,000	4,700,000	0	(1,381,000) 9,359,000	33.4	70.8
	計	592,855,000	569,967,000	0	(4,155,000) 22,888,000	96.1	97.9
林業改善 資金貸付 金償還金	現年度分	19,551,000	19,551,000	0	0	100.0	100.0
	滞納繰越分	3,485,979	760,000	0	2,725,979	21.8	7.9
	計	23,036,979	20,311,000	0	2,725,979	88.2	85.8
合 計	現年度分	598,347,000	584,818,000	0	(2,774,000) 13,529,000	-	-
	滞納繰越分	17,544,979	5,460,000	0	(1,381,000) 12,084,979	-	-
	計	615,891,979	590,278,000	0	(4,155,000) 25,613,979	-	-

(注) 1 償還事務は、農業改良資金貸付金については兵庫県信用農業協同組合連合会に、林業改善資金貸付金については兵庫県森林組合連合会に委託している。

2 収入未済額欄に災害による支払猶予分を()内書きした。

3 経理事務について（課長(産業構造政策担当) 総務課、林務課、治山課）

(1) 約定償還日が平成13年11月20日の農業改良資金貸付金償還金(1件、191,146,000円)の調定が、14年2月28日と遅れていた。

(2) 報酬(委員報酬)の支給において、4か月以上遅れているものが、1件、315,500円あった。

(3) 時間外勤務手当が、31件、649,149円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

4 契約事務について（課長(地域産業政策担当)）
調査研究委託に係る契約で、契約保証金等を徴していないものが、1件あった。
適正に契約事務を執行されたい。

県 土 整 備 部 阪神・淡路大震災復興本部県土整備部

- 1 工事関係事務について（営繕課）
県立公園施設建築工事の設計が、1件、217,350円過大設計となっていた。
設計に当たり注意されたい。
- 2 工事用取得土地の登記事務について（用地課）
平成14年3月末現在における工事用取得土地のうち未登記筆数は、33筆（登記留保承認筆数等を除く。）である。
登記事務の促進に引き続き配意されたい。
- 3 廃川敷地の管理について（用地課）
平成14年3月末現在における廃川敷地の無断使用は、26件、10,289平方メートルである。
無断使用の解消になお一層配意されたい。
- 4 収入の促進について（港湾課、住宅整備課、住宅管理室）
平成13年度における県営住宅使用料等の収入状況は次表のとおりで、収入未済額は1,820,251,807円と多額となっている。
収入の促進になお一層配意されたい。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合	
一 般 会 計	港 湾 施 設 使 用 料	現年度分	円 287,981,920	円 282,305,350	円 0	円 5,676,570	% 98.0	% 95.7
		滞納繰越分	12,234,460	12,196,060	0	38,400	99.7	100.0
		計	300,216,380	294,501,410	0	5,714,970	98.1	95.8
	雑 入 の 中 に お け る 借 入 金	現年度分	0	0	0	0	—	—
		滞納繰越分	3,170,400	390,000	0	2,780,400	12.3	7.0
		計	3,170,400	390,000	0	2,780,400	12.3	7.0

特別	県営住宅使用料	現年度分	13,286,916,518	12,877,697,461	0	409,219,057	96.9	96.8
		滞納繰越分	908,769,968	337,826,599	17,633,416	553,309,953	37.2	38.9
		計	14,195,686,486	13,215,524,060	17,633,416	962,529,010	93.1	93.6
	県営特別賃貸住宅使用料	現年度分	107,728,295	106,474,795	0	1,253,500	98.8	99.2
		滞納繰越分	1,595,874	563,750	0	1,032,124	35.3	36.7
		計	109,324,169	107,038,545	0	2,285,624	97.9	98.5
	財産使用料	現年度分	571,325,355	567,659,316	0	3,666,039	99.4	98.8
		滞納繰越分	8,129,925	6,720,085	0	1,409,840	82.7	27.6
		計	579,455,280	574,379,401	0	5,075,879	99.1	98.6
ひょうご県民住宅使用料	現年度分	178,661,313	170,550,313	0	8,111,000	95.5	96.0	
	滞納繰越分	9,425,440	4,827,000	0	4,598,440	51.2	71.4	
	計	188,086,753	175,377,313	0	12,709,440	93.2	95.1	
借上県営住宅使用料	現年度分	692,416,953	657,300,924	0	35,116,029	94.9	94.4	
	滞納繰越分	71,128,973	26,649,742	0	44,479,231	37.5	37.5	
	計	763,545,926	683,950,666	0	79,595,260	89.6	90.6	
計	弁償金	現年度分	190,665,730	17,551,532	0	173,114,198	9.2	13.5
		滞納繰越分	509,240,328	6,639,006	16,978,126	485,623,196	1.3	3.2
		計	699,906,058	24,190,538	16,978,126	658,737,394	3.5	6.4
計	港湾施設使用料	現年度分	1,864,021,421	1,779,616,091	0	84,405,330	95.5	95.4
		滞納繰越分	137,944,400	131,525,900	0	6,418,500	95.3	51.5
		計	2,001,965,821	1,911,141,991	0	90,823,830	95.5	93.1
合計	現年度分	17,179,717,505	16,459,155,782	0	720,561,723	—	—	
	滞納繰越分	1,661,639,768	527,338,142	34,611,542	1,099,690,084	—	—	
	計	18,841,357,273	16,986,493,924	34,611,542	1,820,251,807	—	—	

(注) 県営住宅使用料、県営特別賃貸住宅使用料、ひょうご県民住宅使用料及び借上県営住宅使用料は、収納事務を兵庫県住宅供給公社に委託している。

5 経理事務について(総務課、住宅宅地課)

- (1) 共済費が、1件、694,401円過大支出となっていた。
 - (2) 通勤手当等が、10件、187,465円過大支給、1件、3,630円過少支給となっていた。
- 事務処理に当たり注意されたい。

阪神・淡路大震災復興本部総括部

出 納 事 務 局

議 会 事 務 局

事務処理は、おおむね適正と認められた。

教 育 委 員 会 事 務 局

1 予算執行について（高校教育課）

予算が不足している事項において、予算流用等財務規則に定める手続による予算措置を行わず、予算補正までの間、他の事項により予算令達し、執行させているものが、1件、2,015,000円あった。

予算執行に当たり注意されたい。

2 授業料の徴収状況について（財務課）

平成13年度における授業料の納期内納付率が90%以下と低率な学校は、2校である。

納期内納付の促進について指導されたい。

3 収入の促進について（人権教育課）

平成13年度における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の償還状況は次表のとおりで、収入未済額は426,608,530円と多額となっている。

収入の促進になお一層配意されたい。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に対 する収入済 額の割合	前年度の 同 割 合
		円	円	円	円	%	%
大 学 奨 学 資 金 貸 付 金 返 還 金	現 年 度 分	265,964,900	218,403,250	0	47,561,650	82.1	83.2
	滞 納 繰 越 分	142,977,650	16,692,400	934,000	125,351,250	11.7	13.8
	計	408,942,550	235,095,650	934,000	172,912,900	57.5	60.4
高 校 奨 学 資 金 貸 付 金 返 還 金	現 年 度 分	152,029,460	94,648,870	0	57,380,590	62.3	64.1
	滞 納 繰 越 分	212,852,790	15,647,750	890,000	196,315,040	7.4	8.8
	計	364,882,250	110,296,620	890,000	253,695,630	30.2	34.0
合 計	現 年 度 分	417,994,360	313,052,120	0	104,942,240	74.9	76.1
	滞 納 繰 越 分	355,830,440	32,340,150	1,824,000	321,666,290	9.1	10.8
	計	773,824,800	345,392,270	1,824,000	426,608,530	44.6	48.0

4 経理事務について（教育企画室、教職員課、義務教育課、文化財室）

報償費（謝金）の支給において、3か月から6か月以上遅れているものが、19件、1,374,600円あった。

事務処理に当たり注意されたい。

警 察 本 部

監 査 委 員 事 務 局

事務処理は、おおむね適正と認められた。

人 事 委 員 会 事 務 局

経理事務について

(1) 使用料及び賃借料（複写機使用料）が、1件、100,722円過大支出となっていた。

(2) 時間外勤務手当が、5件、20,352円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

地 方 労 働 委 員 会 事 務 局

事務処理は、おおむね適正と認められた。